

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所及び川内原子力発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル<sup>1</sup>の規制への取り入れ））

2. 日 時：令和5年8月29日 13時30分～15時05分※一時中断  
15時50分～16時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、天野安全管理調査官、江寄企画調査官、  
宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、  
藤原主任安全審査官、小野安全審査官※、田代審査チーム員、  
山浦技術参与

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長、他19名

土木建築本部 リスク管理・解析グループ 課長※、他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）玄海3／4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請に係る審査 コメントリスト
- （2）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 震源を特定せず策定する地震動に係る設置変更許可 審査スケジュール（案）
- （3）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う変更）
- （4）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（GSs-1-1）
- （5）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比

---

<sup>1</sup> 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

較表（GSs-1（比較）-0）

- (6) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（GSs-2-1）
- (7) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 伊方発電所3号炉との比較表（GSs-2（比較）-0）
- (8) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞（GSs-3-0）
- (9) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞ 伊方発電所3号炉との比較表（GSs-3（比較）-0）
- (10) 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料（GSs-4-0）
- (11) 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（GSs-5-0）
- (12) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 震源を特定せず策定する地震動に係る設置変更許可 審査スケジュール（案）
- (13) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う変更）
- (14) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（SSs-1-0）
- (15) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（SSs-1（比較）-0）
- (16) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理（SSs-2-0）
- (17) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 伊方発電所3号炉との比較表（SSs-2（比較）-0）
- (18) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞（SSs-3-0）
- (19) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞ 伊方発電所3号炉との比較表（SSs-3（比較）-0）
- (20) 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 変更後における発電用原子炉施

設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 補足説明資料（SSs-4-0）

- （21）川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（SSs-5-0）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい原子炉規制庁の宮本です。それでは玄海原子力発電所 34 号機及び 1000 仙台原子力発電所 12 号機のヒアリングの方開始したいと思いますので資料も、
0:00:13	説明の方よろしくお願ひします。
0:00:17	はい。九州電力の笠野です。それではお手元の資料に従ってご説明を始めていきます。まず審査のスケジュール、
0:00:26	どうしても限界仙台へと準備させていただいておりますが、
0:00:33	本日 8 月 29 日のヒアリングとしてほぼほぼ意識、
0:00:37	越生御説明を予定をしております。ちょっと
0:00:44	この後のコメント回答と若干かぶるところありますが、スケジュールの中の一番下の項目で添付書類 3 の補足として、経理的基礎、
0:00:54	を追加しておりますが前回のヒアリングを受けて定例地層については補正で追加をするような方針で考えております。
0:01:05	ただタイミングなんですけど、前回も少しお話ししましたが 10 月 31 日、今補正を、
0:01:11	考えておりますがそこに向けて間に合うように社内、
0:01:15	調整を進めているところではございますが場合によってはちょっと別でもう 1 回補正する可能性もあるというところになります。
0:01:25	ていうところでとりあえずは 30、
0:01:28	10 月末の補正という形で表記はさせていただいております。
0:01:33	それに従っても
0:01:35	補足説明資料としてはその補正の後にやらせていただきたいなというふうに、
0:01:42	考えております。
0:01:44	あとちょっと、地盤側の審査工程なんですけど、ここ数日でちょっと若干変わっております、
0:01:52	地震本部の影響確認について今、
0:01:56	8 月末というか 9 月頭ら辺で、川内玄海しておりますけどこちらちょっと 10 月の頭の方に変更になってございます。
0:02:05	あと川内側になりますけど、川内の基礎地盤の安定性評価についても、同じく 10 月頭に変更するような形で、
0:02:14	ちょっとヒアリングの中で言われているところがございます、具体的な日程自体はここよう調整というところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	になっております。
0:02:24	審査スケジュールのご説明としては以上になります。
0:02:32	続けてコメント、原価のコメント回答の方に入っていきます。
0:02:51	九州電力から入江です。続きましてコメント回答限界分をやっていきます。
0:02:58	コメントがNo. 1から11までありますので、通して説明いたします。
0:03:05	まずコメントNo. 1、これ全般に関わる事項ですけれども、数、S6SD6のスペクトル図、これをモノクロだったものをカラーに見やすくすることということで、
0:03:18	全般の資料にわたってカラー化をしております。まから化にあたっては何と何を比較するのかの観点で、色づけを行っています。
0:03:28	これ全般に反映していますので、個別の説明はここでは省略いたします。
0:03:34	続きましてナンバー2、ヒアリング資料名は、GS-1で、適合性の資料です。
0:03:42	コメント内容としましては、
0:03:45	条文整理表の備考欄等に、SDの係数設定の内容を記載することというところで、SDの設定の
0:03:54	内容を記載しています。
0:03:56	コメント回答としては、
0:03:58	右に抱え、書いてます通り、今回のSDケースの設定の内容につきましては、申請書の本文、
0:04:06	記載事項の変更に当たりますので、主な変更での一つとして、関連する資料に追記しています。
0:04:13	具体的な箇所、
0:04:15	今、
0:04:18	具体的な箇所を参考で今お示しすると、GSsの1-1、
0:04:26	A4の資料ですけれども、こちらですね、39ページ。
0:04:33	39ページには添付資料1ということで、条文整理の表をつけております。
0:04:40	ここの四条のところに就学している部分が今回追記した部分です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	具体的には、弾性設計地震動の設計に設定にあたっては、S6に対して係数0.5を乗じることで、基準地震動Sワンのオートスペクトルを包絡することを確認したため、これを
0:05:00	S D6として設定した旨を追記しています。
0:05:05	続きまして、コメントNo. 3、
0:05:08	これは当時S s-2ということで許可の変更要否の整理についてのコメントです。
0:05:14	S s6の、今回追加した新しい地震動の超過周期と超過割合の概要については、今回申請における重要なポイントであるため、
0:05:26	審査会合の資料にも、反映することということでコメントをいただいております。この回答としては、審査会合集反映するという ことで、後程審査会合資料の中でご説明します。
0:05:40	ナンバー4につきましては、全般ということで経理的基礎の補正用時の観点ですけれども、これはスケジュールでご説明した通り、10月エンドに補正を計画しております。
0:05:54	続きましてナンバー5。
0:05:56	これはG S-2ということで変更要否の整理に対するコメント。
0:06:01	中身としては、
0:06:03	既許可の設計方針を変更する必要はないと結論づける根拠について、既工認申請書を網羅的に確認しているのであれば、その旨を追記することと、
0:06:14	ということで、ご指摘いただいております。この回答としましては、反映するということで、具体的には、S s追加に伴う施設への
0:06:24	影響確認にあたっては、新規制工認以降の機構に申請書に評価結果が記載された施設を対象として網羅的に確認しているため、
0:06:35	その旨を追記しています。
0:06:39	具体的にはですね、
0:06:41	A、
0:06:42	3日。
0:06:44	G S-2-1、ちょっとA4資料で説明しますと、
0:07:01	9ページですね、すいません。
0:07:08	許可の変更要否の整理の、玄海側の9ページの下段、私学している部分が、その該当箇所です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	具体的には、新規制、S s 6 追加に伴う施設への影響については、新規制基準適合性設工認以降の、
0:07:26	既工認申請書に評価結果が記載された施設を対象として網羅的に確認しています。
0:07:32	具体的には、S s 6 の水平及び鉛直の週超過周期に固有周期を有する施設を対象として、
0:07:40	S s 6 の超過割合と、施設の現行誘導をもとに考察しておりまして、その結果、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能な、
0:07:53	であることを確認していることから、耐震安全性を満足する見通しであり、
0:07:59	既許可の設計方針を変更する必要がないことを確認したということで、社内的に、工認側も網羅的に確認した内容を、こちらに反映しています。
0:08:10	続きまして、
0:08:14	No.6。
0:08:16	A G S s -1、これは適合性の資料に対するコメントです。
0:08:21	内容としては、テンパチの概要を、わかりやすさの観点から追記をお願いしますということでコメントを受けていまして、内容としては、
0:08:31	追加しておりますという内容です。
0:08:33	こちらはちょっと個別の説明はここでは省略させていただきます。
0:08:39	それから、No.7、
0:08:41	これは許可の変更要否の整理に対するコメント。
0:08:46	こちらは、
0:08:48	第2-1 図というところで今回、変更要否を整理した対応実施フローを載せているんですけども、これが9 電独自のフローとなっていて、先行電力との差分がちょっとわかりづらい、同じことをやっているのであれば、
0:09:03	同じにすることといった趣旨でコメントを受けます。
0:09:06	対応方針としては拝承ということで、先行電力に合わせた記載にしています。こちらにつきましては、都費ちょっと比較表を用いて、見た方がわかりやすいと思いますので、
0:09:18	G S S 2 の (1) 、括弧比較の括弧 0。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	というその限界がアノ。
0:09:27	変更要否の整理の、
0:09:29	比較表を、
0:09:31	こちらのですね、右下、
0:09:34	6 ページを、
0:09:35	参照いただければと思います。
0:09:41	右下 6 ページには、それぞれ、フロー図を、伊方、左側で右側に 玄海を載せております。
0:09:50	こちらアノ以下だと同じような、同様の対応を実施しましたの で、江藤フローズを合わせて修正しています。
0:09:58	また、これにあわせてその本文全体のですね、表現、記載表現 を、もともとは 9 年独自の表現にしていたんですけども、これ も差分がわかりやすいようにという観点で、伊方に合わせていま す。
0:10:12	記載表現を、全般的に修正したんで、
0:10:15	ほぼ
0:10:18	変わっているんですけども、そちらを赤にするとすべて赤字に なって、わかりづらいので、今回はそのフロー図の部分だけを、
0:10:26	明示赤字しています。
0:10:30	続きまして、No.8、
0:10:34	これも
0:10:36	設置許可の変更要否の整理に対するコメントで、本文中に、認可 実績のある精緻化手法、それから認可実績のある評価手法とい う、
0:10:47	と同じ意味で用いられてる表現が混在しておりましたので表現を 工夫することということでご指摘いただいております。対応方針 としては、認可実績のある評価手法に表現を統一しています、統 一しました。
0:11:01	こちら、修正箇所はですね、比較表の、先ほどの比較表で言いま すと、
0:11:09	10、ペイジー。
0:11:12	10 ページになるんですけども、
0:11:18	あ、右下は 13 ページです失礼しました。
0:11:21	右下 13 ページ比較表で言うと、
0:11:24	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:11:25	上の方に赤の、
0:11:28	朱書きしたまとまりがあるかと思うんですけどもこちらはし、再稼働を網羅的にチェックしたという、コメント反映の中に、認可実績のある評価手法、いずれも認可実績のある評価手法の適用という表現。
0:11:42	こちらを修正しております、ちょっと赤が紛れているんですけどもこちらに反映しております。
0:11:51	それから、ナンバー9、これも変更要否の整理に対するコメントで、
0:11:57	こちらは3-2表、
0:11:59	施設購入の見通しを書いている表ですけども、可能な範囲で、固有値が偉いているものは記載していただきたいということでコメントを受けてます。
0:12:09	こちらについては設工認において、表固有周期がえられてる施設についてはすべてこういう周期を追加しています。こちら、ちょっと個別の説明はここでは省略しようと思います。
0:12:23	それからナンバー10、
0:12:25	これも3-2表ということで、設工認の見通しを描いている表に対するコメントです。
0:12:32	中身としては、液状化及び揺すり込みによる不等沈下における、またはの記載について適正化することということでコメントを受けます。これはその設工認の、
0:12:44	見通しを確認する方法として二つ挙げていたんですけども、そのまたはで記載すると、どちらか一方で確認したという、
0:12:54	意味になってしまうんですけども実態としては両方合わせて確認しているというところで、その及びに記載を適正化しています。
0:13:05	こちらも個別のところの参照は省略しようと思います。
0:13:11	最後に、11番ということで全般、
0:13:14	先行電力が提出している資料との比較を作成することというところで比較表を作成しています。比較表の差異理由のところにつきましては、前回ヒアリングの資料の、
0:13:27	説明において、伊方との採用口頭で説明した内容を書き、
0:13:33	暮らすような形で、追記しております。
0:13:36	コメントリストについては以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	はい原子炉規制庁野見山ですコメントリストとスケジュール件で、何かご質問等あれば、
0:13:54	じゃなければ、会合資料の方の説明をお願いします。
0:14:04	はい。九州電力の西村です。それでは玄海の介護資料の方をご説明いたします。パワーポイントの資料の方で説明いたします。
0:14:14	発電用原子炉設置変更許可申請の概要ということで、1ページ目に目次の方を記載してございます。
0:14:23	めくっていただきまして2ページからが内容になりまして、こちらにつき、介護者につきましては基本的に審査資料に記載してる内容を記載しておりますので、代表につきまして甲斐かいつまんで説明いたします。
0:14:36	はじめにということでまず最初にですね、原課の方ありまして、
0:14:42	今後取り崩せ標準応答スペクトルに関する規制要求等ですね、内容の形と報告に記載してございます。一番下のパラグラフですけど、本書につきましては、
0:14:54	基準地震動S s 6を追加することを記載した、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更申請書の内容についてご説明すると。
0:15:05	に合わせまして標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性に加えまして、
0:15:10	S A技術的能力の審査基準の適合性について示す資料となります。
0:15:16	3ページをお願いいたします。2ポツ目、改正規則等への適合性不明で申請内容の検討ということで、こちらにつきましてですね、改正規則等への適合性踏まえた設置変更許可申請を行うに当たりまして、
0:15:31	基準地震動に関しまして変更すべき内容を網羅的に検討したという内容をこちらに記載してございます。次ページ以降のその検討結果についてご説明の方をいたします。
0:15:41	4ページをお願いいたします。こちらにつきましては先ほどのコメントリストでコメントリストのナンバー7にもありましたが、検討フローの方、記載してございます。
0:15:52	5ページ目ですけど、申請内容の検討ということの中で、
0:15:58	木曾栄輝

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:00	許可申請書がですね基準地震動に関わる記載を検討した結果、基礎地盤及び周辺斜面の安定性並びに基準地震動の策定経過以外につきましては、
0:16:09	基準地震動に対する設計方針の記載であることを確認しております。
0:16:15	基準地震動等に対する、設計方針の記載につきましては基準地震動S s 6 の追加考慮した場合においてもですね、基本的な設計、
0:16:24	方針の変更はございません。
0:16:26	今回の弾性設計を地震動の設定に当たりましては、現行の基準地震動に対する係数0.6%と異なる値を設定することとしております。具体的には、基準地震動S s 6 に対して係数0.5を乗じること
0:16:40	で、基準地震動S3の応答スペックと包絡することを確認したため、これを、
0:16:44	弾性設計地震動SD6として設定しております。
0:16:48	また書きにつきましてですが、安全審査資料に記載している、基準地震動等に対する評価の結果につきましては、下のですね(1)(2)の事項に該当しますよ。
0:16:59	ことから、機器影響評価申請書に記載の設計方針に影響を与えるものはないということを確認しております。
0:17:08	さらにというイシダから二つ目のパラにつきましては、コメントリストのですねナンバー3の反映事項になりますけれども、さらに追加するS6の超過周期及び超過割合は、
0:17:20	水平方向について主に約0.06から0.19秒において最大1割程度、鉛直方向については主に約0.07秒から0.08秒において最大でも1アリマ。
0:17:31	S6の追加に伴う施設への影響につきましては、新規制基準適合性設工認以降の設工認申請書に評価結果記載された施設を対象として網羅的に確認を実施いたしました。
0:17:43	具体的にはですねS6の水平方向及び鉛直方向の超過周期に固有周期を有する施設を対象として、S6の超過割合と施設の現行余裕度を基に考察した結果、
0:17:55	いずれも認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物移設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通し。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	であることがであり、既許可の設計方針を変更する必要はないと、いうことを確認いたしております。
0:18:09	A. 無効につきましては、展示、最新の技術情報を更新し、添付書類 11 については、本四半期の新館のほうを記載しております。
0:18:18	6 ページ目をお願いいたします。
0:18:21	6 ページですけど、申請概要を書いておりました、こちら本文 5 号は、基準地震動 S s 6 を基準追加する。添付 6 添付書類 6 につきましては、
0:18:32	同じく S s 6 基準追加、基礎地盤内周辺斜面の安定性評価結果も追加いたします。添付書類 8 につきましても同様に、弾性設計をジンノ S D 6 の追加と、
0:18:45	あと規則の解釈の一部改正に対するですね、設計方針の方を追加してございます。
0:18:51	7 ページ目です。7 ページですけど、設置許可基準規則の要求事項と適合のための設計方針と、
0:18:58	ということで、規則へのですね適合のための設計方針につきましては以下に示している通りですと。
0:19:04	なお、先ほどの 2 項でも検討した通りですが、基準地震動の S s 6 の追加考慮した場合においてもですね効くかの設計方針の変更はないと、いうことを確認してございます。
0:19:15	以下ちょっと内容につきましては割愛いたしまして 19 ページまでお願いいたします。
0:19:24	はい。次
0:19:27	19 ページの夏井 5 番、小園ですね衛生技術的能力審査基準適合性と、
0:19:32	ということで、こちらにつきましては前日にある通り基準地震動に関わる内容の改正のみですが、本改正規則等に対する既許可の申請書での S A 技術的能力審査基準、
0:19:44	こちらの適合性で整理した結果を示しております。
0:19:47	今回のですね関係項目につきましては、審査基準の 1 ポツ共通事故、また、2 ポツ 2 の特重の機能を維持するための体制の整備でありまして、本項目につきましては、アクセスルートの確保及び、
0:20:02	保管場所の要求事項は、土岐鹿野本文 10 号から、耐震性に関する記載がありますが、基準地震動の追加により、それらの安全設計の方針変更はなく、既許可の基準、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:13	適合性確認結果に影響与えない、ないことを確認しました。
0:20:17	なおその他の関係項目につきましては、主に手順等の整備についての記載で、既存設備の変更もございませんので、こちらにつきましても技術基準の適合性結果に影響を与えるものではございません。
0:20:31	次、6 ページ、すいません。20 ページのまとめに入りまして、こちら、
0:20:37	こちら今までの内容のまとめになります。S s6 を追加することで
0:20:44	既許可のですね申請書から変更すべき内容を網羅的に検討した結果、基礎地盤周辺斜面の安定性評価、またS sの策定結果以外については、基準地震動に対する設計方針の記載であることを確認してございます。
0:20:59	その後弾性設計の設定に当たりまして、ケース0.5条10ポツでということで先ほどご説明した通りでございます。
0:21:07	その後、
0:21:09	接続追加の施設の影響につきましても、重複になりますが網羅的に確認した結果ですね、いずれも認可実績の評価承認、
0:21:17	適用及び石津香田の追設の確認であることから、こちらについての設計方針必要はないと、いうことを確認してございます。
0:21:25	なおですね設計及び工事計画申請におきましては、認可実績の評価書を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、
0:21:36	設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行うこととしております。
0:21:42	設置許可基準規則のですね、要求事項と設計適合のための設計方針につきましては、本規則等においては、設置許可基準の第4条の第3項の基準地震動に係る内容の改善のみということで、こちらにつきましても、
0:21:56	時、結局申請書の安全設計方針に変更がないことを確認しております。
0:22:02	次のですね接液所アクセスルート、こちらにつきましても同様になります。影響を与えるものはない。許可の基準適合性、
0:22:11	確認結果に影響を与えるものではないということを確認しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:15	以上をもちまして、以上のことから、今回の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請については、
0:22:25	標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う解析と、規則等へ適合していると判断してございます。
0:22:33	21ページ目以降は、参考資料となりますので、ここでのご説明は、
0:22:39	割愛いたします。審査会合資料につきましては説明につきましては以上となります。
0:22:54	はい原子炉規制庁の宮本です。ちょっとまず確認です
0:23:00	今回、
0:23:01	前々回の指摘事項を踏まえて5ページのところでさらにのところで書かれている、セイヒョーが実際に1割0.06秒から0.19短周期側のところで、
0:23:15	1割程度で尋常方向も、短周期側で1割未満、
0:23:21	1割未満程度の
0:23:24	増加ということ、これは書かれたと。で、
0:23:28	最後、ここにも書いてあるんですけどまとめの中で、耐震せ、補強等をやることによって、
0:23:37	基準適合を目指す、目指すというかやりますという話なんですが、ちょっとここで登録、5ページのところで確認したいところがあって、
0:23:46	限界については、現行の裕度っていうのが下か下のポツ、二つ目のポツの下から3行目にあると思うんですよね、現行の誘導をもとに考察した結果って、
0:23:57	この現行の誘導をもとに考察した結果でどこに示されていますかちょっと説明していただきます。
0:24:09	九州電力から、入江です。
0:24:12	考察した結果、
0:24:14	というのは、
0:24:17	G S s の1-1の
0:24:21	すいません、1-2です。
0:24:29	G S 2 の1でした。失礼しました。
0:24:34	変更要否の整理のですね。
0:24:41	9ページから記載しています。
0:24:47	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	まず前提としまして
0:24:52	網羅的に確認したという。
0:24:54	部分につきましては
0:24:56	設工認の範囲でして、社内的に、自主的に確認したということになっていまして、なお書き以降が、その網羅的に確認した。
0:25:07	という表現を変えてるんですけども、具体的に考察した。
0:25:11	リストというのは、こちらには示していません。
0:25:18	許可の一方でその許可のまとめ資料に評価結果が登場するような設備につきましては、先行電力さんとトーン合わせまして、こちらの資料でいうと14ページ以降、
0:25:30	14ページ以降の3-2表の、
0:25:33	右端、
0:25:35	節6追加に伴う、
0:25:37	設計及び工事計画への見通しということで、
0:25:41	具体的に考察した結果を一つ一つ述べています。
0:25:46	以上です。
0:25:49	はい。ありがとうございます。それで、主第3-2号のことですよ。3-2表の中で、
0:25:57	今現状、いう融度って細かく見てる、すべて設備が今見られてるわけじゃないんですけど、
0:26:05	ここで言うと15ページになるとRHRの配管については、
0:26:10	もう変これはもう補強しなきゃいけないのはもう決まってる、ということですかね。
0:26:17	九州電力から入江です。補強しない。
0:26:21	コイケないかと決まっているかということ、そうではありません。こちらにつきましては配管につきましては、補強が可能な、一般的に補強が可能な構造をしておりますので、
0:26:34	あと
0:26:36	発生時が大きくなったとしても、補強といった手段でも、耐震安全性を確認、耐震安全性を満足することが可能であるという、
0:26:46	記載にしています。こちらは先行電力さんとそろえた記載にしております。
0:26:53	はい、わかりました。それでちょっと我々ちょっと聞きたいのは、結局そのもともとこれ前提って誘導の中で、
0:27:05	をして、融度中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:08	問題ないだろうという前提でもともと動いてたと思うんですけど、今回補強というところになったときに、
0:27:17	現行の裕度をより良い出るといえるか、
0:27:22	それっていうのは公認で当然全部明らかになると思うんですけど詳細設計自体がそこになるので、今の時点で何か代表的なもので、
0:27:33	明らかに、これは厳しいっていうのはもう明確、玄海の場合、ちょっと選別限界の場合は、以前ちょっと、前回の会合を会でヒアリングでは、
0:27:43	配管の補強とかがメインになりますかねっていうところがあって
0:27:48	割合1割程度っていう1割未満であったりするんで、多分そういうところかなと思うんですがそれは、
0:27:54	何か明確になってる設備ってあるんでしょうか。
0:28:01	九州電力から入江です。
0:28:04	許可段階におけるその解放基盤表面のスペクトルを用いた概略検討の話なんですけれども、限界については補強がこれは必要だと明確になってるものはありません。
0:28:15	配管については発電所に膨大な数ありますので、補強が発生する可能性も否定できないという意味で、前回のご説明しています。なのでこの余熱除去配管が、
0:28:29	現行誘導下回るから、補強が見込まれるという、そういった意味合いで記載しているものではありません。
0:28:40	はい原子炉規制庁宮本です。現状の限界については明確に補強が必要な設備というのはまだ明確になってなくてですね。
0:28:50	今の現状の超過割合から、おそらく何、どれ、幾らかは出るだろうという予想のもとに今、
0:29:01	補強が発生した場合は補強しますってそういうふうな、
0:29:05	スタンスというか、今玄海の整理はそうなるってことですかね。
0:29:12	はい。九州電力甲斐です。今おっしゃられた通り、配管については補強が否定できない。
0:29:19	ので、このような記載にしているということで、明確にこれが必要だろうと、想定しているというわけではありません。
0:29:28	はい、わかりました。
0:29:31	何かご質問等ありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:38	規制庁藤尾ですと記載だけですけど、パワポN o 6 ページの本文 5 号がちょっと
0:29:45	ここは下一部を変更しますっていう話書かれてて、
0:29:50	ちょっと伺いたいのは、弾性用設計地震動というのは既許可の時には、
0:29:57	特に 0.6 で設定すると、特に何かあるものに対して、限定せずにやったわけで、今回申請においては、これ S s
0:30:07	6 については、0.5、多分本文が変わってるかと思うんですけどここは何か記載を、特に書かれてない理由って何かあるんでしょうか。いや、何か私の、
0:30:18	確かに方針的にはあんま変わってないかもしれないけどあくまで記載が変わってるんだったらそこって、
0:30:24	何か、なぜ書かないんだろうかっていうのちょっと、
0:30:27	疑問でまとめ資料の方で何かなお書き、そもそも直ってないんだっていうところもちょっとすごいよくわかんなかったんです。ロジックはちょっと説明いただけますか。
0:30:37	九州電力から、入江です。今ご指摘いただいた会合資料案 P 6 ページにおける S D については、追記いたします。
0:30:48	おそらく追記漏れだと考えています。ご指摘いただいた通り、でん弾性設計地震動の
0:30:56	係数というのは本文 5 号と、テンパチの本文に出てくる本文記載事項ですので、それを変えたということは、主な変更点として記載すべきと考えています。なのでこちらについても、修正いたします。
0:31:11	はい規制庁藤原ですわかりました。そしたら、資料全体と見渡して、該当箇所はないかを改めて確認です。例えば、24 ページとかですかね。
0:31:20	この 24 ページのその本文の 5 ノロのところも多分同様の話変更否と判断したっていうところに、どういうところになっておりますので、
0:31:30	本文 5 号炉の上の方ですかね。
0:31:33	そういうところも全部ちょっともう 1 回見て、見ていただけると思います。
0:31:38	はい。九州電力、入江です。承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:44	他んないですかね。ちょっと私1点だけ言うの忘れてましたこの記載だけです。
0:31:52	UD、N-Sイイダ分UDテックこっちの参考資料書かれてるんだけど表は、表章の方は水平と垂直って書いてあるので、関係がわかるように、
0:32:02	括弧付けですねどっちがどっちかっていう、わかるように書いておいてもらうのと、あとですねかければなんですけど、21のところ21ページの参考のところを超えてるところを、
0:32:13	矢印かなんか入れて、雲マークか何か方法。
0:32:18	やっていただけると、超過分がどこかっていうのはわかると思いますので、
0:32:25	いいですかねそこは、
0:32:33	そしたら、九州電力から油井です。承知しました。NSEWにつきましては水平方法ということで(1)で明示します。それからこの21ページの図についても、
0:32:45	超えてる部分がわかるように矢印等を追加して、わかりやすくしようと思います。
0:32:52	はい。
0:32:53	あとですねちょっとこれしつこくて申し訳ないんですけどさっきのその補強の話なんですけど、
0:33:03	トーン
0:33:05	やっぱり公認に行かないと、いや今の時点で、
0:33:09	ほぼないとは言い切れないんですけどパーセンテージ的に言えば、
0:33:14	先行と同様ぐらいの、例えばイマイ方までは言わないですけど2とか、
0:33:20	と同じぐらいのレベルでレベル感で原価については、見積もっているのか、それとも、だから、それよりは多いのかだから切り適正をつけなきゃいけないので、当然工事を発生するのは想定されるんですけど、
0:33:34	その
0:33:34	どの程度の物量になるかっていうのは、
0:33:38	なかなか見えないもんですかねまだね。
0:33:46	九州電力八木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:48	G発生有無についてもそうなんですけども今地盤の応答スペクトルの比と、
0:33:54	あくまで工認の結果の比を比べてるだけでして、購入の結果の裕度の中には自重とか圧力の高も含まれた状態にそのまま費用比べてますんで、
0:34:05	また、やはり今後FRSを見て、地震がどれぐらいかというのは見て、それに自身が影響しない圧力とかを足した上で、比べてみないと、具体的な見えてこないというところなんです、今のところはちょっと、
0:34:19	具体的パーセンテージと難しいところがございます。
0:34:22	規制庁イマセわかりましたなので工事は発生するだろうなっていうのは、
0:34:28	見えてるけど、その程度論というのは、まだ見えないっていう、嘘、そういうことですかね。
0:34:36	電力ヤギでございます。はい。配管については、現場についてはそのような認識でございます。
0:34:43	規制庁三野です。それとあと、あれですかね現在については配管の話がメインになって建物とかそういうものは特に問題。
0:34:52	裕度の中で何とか問題ない評価になりそうだという見込みなんですかね。
0:35:08	はい。九州電力の笹田と申します。
0:35:11	土木建築関係ですけど、建物につきまして玄海の方は、
0:35:15	工場発生しない見込みであります。
0:35:17	それ今先ほどのスペクトルの概略の比較もありますし、
0:35:21	それ、
0:35:23	ベクトル以外にも、一部アサノ応答。
0:35:25	考えたり、応力の方、分析したりして、
0:35:29	いうことで工事は発生しない。
0:35:34	はい、わかりました。他、委員会の方で何かご質問等あれば、
0:35:41	いいですかね。
0:35:43	玄海の方は、維持、恩田さんどうぞはい。
0:35:50	規制庁です。聞こえますか。
0:35:53	はい大丈夫です。
0:35:55	ありがとうございます。ちょっと、介護資料の方で確認で
0:36:01	10 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:03	なんですけど、
0:36:07	55条のところで、これって
0:36:12	比較表とかでもあの際に入れていただいたんですけども、
0:36:16	あれなんですかねこれって、
0:36:19	今のこの設計方針上、SDに対して、
0:36:26	コードとどうしますよっていうのが見えないんですけども、
0:36:32	一応適合する条文に関連する条文といいますか、捨てる理由っていうのをもう一度教えていただきたいくてちょっと先方との差分でちょっと、
0:36:43	少しその設計方針に差異があるにしても、
0:36:49	適合性方針の説明の時にに対して、これが、
0:36:55	なぜ工場を対象してるのかってちょっと見づらいんだったら、もう一度教えていただけないでしょうか。
0:37:16	はい。九州電力からイケダです。先日のヒアリングの中でもご説明させていただいたんですけども、この5条に、
0:37:24	ついては、
0:37:27	地震により、営業の影響を考慮するという事で、SDの組み合わせを考慮し、
0:37:33	今後の設計方針としております。すいませんご質問の確認なんですけれども、この設計方針の欄に記載している内容、
0:37:43	と、すいません大野さんの方で
0:37:46	疑問に思っている点すみませんがもう一度ご確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:37:51	規制庁の方ですごめんなさい別にその地震によるせ、影響を考慮するって書いてあるけど、別にSDとかっていうのを書いているわけではなくてS、追加されるSGに対してとか何かそこが、
0:38:04	読めなくて、ここの5条で、
0:38:08	組み合わせのところで捨てるんですけども、あれなんですかね許可の補足説明資料とかでは、その弾性設計地震動等組み合わせるとかそういうのを書いてあって捨てるってということなんですか。
0:38:21	はい。こちらの九州電力の池田です。この五条について適用0としている理由としては、
0:38:28	衛藤。
0:38:29	後段の添付資料の2の方でご説明させていただいている通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:33	基準地震動と組み合わせる地震としてSDを考慮しております。
0:38:38	今回、SDが追加されるという点を考慮して適用もあるというふうに整理しております。そちらの整理がこの設計方針の中で読めないということですのでこちらの設計方針の中にその旨を、
0:38:51	記載さして、
0:38:54	いただこうかなと思いますがいかがでしょうか。
0:39:03	規制庁なんですごめんなさい今まさにちょっとありますけど確かに記載してればわかりやすくなってそれはそれで対象でいいのかなと思うんですけども。
0:39:12	ここの設計方針の記載っていうのはあれなんですか。アノ分とかテンパチに対して、こう拾ってきてるわけではなくて、
0:39:20	補足説明資料とかも含めて拾ってきてるっていうことですか。
0:39:30	九州電力含めて、
0:39:42	すいません九州電力の池田です。すいませんちょっと先ほどご説明した内容とちょっと整理させていただくと、
0:39:50	後の大野さんのご認識の通りですねこちらの設計方針についてはテンパチに対応した記載になっております。以上です。
0:40:05	規制庁の阿久津町の方です。
0:40:10	規制庁のですあれですかね、
0:40:15	本文テンパチ上は読めないんだけども、
0:40:20	ちょっと先行の伊方とかとは違って、追加されたSDに対してもまだ代表のSDっていうものがあるわけじゃなくてすべてのSGに対して、評価するので、
0:40:32	方針からは読みづらいけれども幅広く拾ってるっていうことで理解しましたその理解でよろしいですか。
0:40:39	九州電力の木田です。ご認識の通りです。以上です。
0:40:44	規制庁、尾野です。ありがとうございます。あとごめんなさい、もう1個このところで、前回も確認させていただいたんですけど確認させていただきたくて、
0:40:53	42条の整理について確認させてくださいって、
0:41:00	前回、あれですかね来9件のプラントについては、
0:41:04	42条については39条の
0:41:09	地震による損傷の防止の方に飛ばしているんで、この42条の
0:41:15	ところを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:17	対象としませんでしたっていうお話だったんですけども、伊方と糖尿多分、同じ法人にしている、多分 39 条に飛ばしていると思うんですね。
0:41:28	それは先ほどの五条と違って、多分全く一緒の、多分、
0:41:34	ほぼ原発とかの記載であって、多分、考え方も同じように整理されてるんですけども、
0:41:41	ごめんなんて 42 兆でそこそこで差異が出るのかなというのはちょっと。
0:41:46	わからなくてですそれについて教えていただけない人がもう一度、
0:41:51	はい。九州電力甲斐入江です。42 条、特定重大事故等対象施設の条文を
0:41:57	先行では 0 にしている、9 電では、挙げていない理由というところで、前回ご説明したのは、9 電としては、
0:42:08	特重施設に対する耐震評価方針を、39 条の S A 地震。
0:42:15	S A 耐震で拾っているからと、説明したかと思います。今回ですねちょっと伊方との比較表を眺めている中で、
0:42:25	伊方 3 の 42 条の方針を見ると、
0:42:29	特重施設型のデービーまたは S A に対する悪影響を及ぼさない観点で、設計方針を述べている悪影響防止の観点で、
0:42:38	42 条、丸にしていると書いてるところを、
0:42:43	確認しています。
0:42:45	こちらはですね
0:42:47	伊方さんと、へ当社の設計方針逐条の記載の差異で生じておりました、当社、川内玄海につきましては、
0:42:58	その特重施設が他の D B S A 施設に対する悪影響を与えないという設計方針は 43 条。
0:43:06	重大事故等対処設備側で、
0:43:09	整理しています。
0:43:11	なので、伊方さんで言うところの悪影響防止という観点については、43 条で、特重も、S A 施設も拾っている。
0:43:21	というところで、当社 9 電としては 42 条は、
0:43:26	関連条文にはならないという状況です。
0:43:32	規制庁の藤堂です

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	関連性図、すいません整理してる条文が違ってそれはもう危険の整理っていうことで理解しました。ありがとうございます。ちなみにあれでしたっけその内容ってというのは、
0:43:45	16 ページの方だと、どこに該当するのか教えていただけますか。
0:43:53	九州電力から有利です。既許可から同じ整理というところをご認識の通りです。で、16 ページで当 43 条 1 項の 5 に該当します。
0:44:04	重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさないように、耐震設計を行うという方針がこれに該当します。
0:44:15	43 条の
0:44:18	許可基準規則のところにおいても 5 号に、工場等内における他の設備の悪影響防止が、こちらの条文に該当しています。
0:44:31	規制って思うんです。
0:44:35	規制庁の尾野ですわかりましたありがとうございます。私から以上です。
0:44:42	はい、ありがとうございました。玄海の方、
0:44:46	質問等あるでしょうか。なければ仙台の方に、
0:44:51	ですかね、仙台テレビ名じゃ仙台の方の説明の方をお願いします。
0:45:05	はい。九州電力の西村です。それではですね仙台の審査資料の方のご説明していきたいと思います。資料番号ですけど、まず最初に改正規則等への適合性についてと、
0:45:16	ということで S s - 1 - 0
0:45:20	こちらの資料からまずご説明いたします。
0:45:23	基本的には限界と、資料構成一緒ですので、もう構成等の方を中心に話ささせていただきます。
0:45:34	まず目次からですが、こちら原課で基本的には一緒です。添付資料につきましては玄海と同様に、テンパチの概要の方と同様に、
0:45:45	記載の方してございます。
0:45:47	1 ページ目からですね改正規則等への適合性についてということで記載しておりますが、こちらにつきましても玄海と基本的には同様でございます。
0:45:57	次、次、3 ページ目の方をお願いいたします。こちら 1 ポツに解析装置の適合性の 1 ポツ 2 ポツ維持標準応答スペクトルに関わる事項とありますがこちら基本的には玄海と一緒にございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:11	(1) のところですねつき一部限界と内容が違いまして地震創造基盤につきましては、S波速度の3.01 キロメートル%の相乗面であるエレベーション1018.5メートル。
0:46:24	としての設定が限界との差異時点でございます。その他の記載につきましては同様でございます。S s3とS6の違い等の被害は、すべて一緒でございます。
0:46:36	4ページ目以降お願いいたします。
0:46:39	4ページ目以降ですけど、こちらの許可許可申請書の記載になってますけれども、こちらにつきましても玄海で同様でございます。
0:46:50	はい。そのまま5ページから6ページ以降ですね、川内玄海のスペクトルではありますが、基本的には一緒でございます。9ページ以降も、こちらでもですね、とか機材の記載内容、
0:47:05	になります。こちらにつきましても同様でございます。
0:47:10	衛藤そのまま、13ページ行っていただきましてこちらにつきましては添付書類8の一部抜粋内容となっておりますが、
0:47:19	こちらにつきましても限界と内容、アートSSの違うあれど、限界と基本的な構成は一緒でございます。
0:47:28	そのまま
0:47:31	ちょっと、
0:47:34	28ページお願いいたします。
0:47:37	28ページですけど、1ポツ3の変更審査に係る規則への適合性ということで、こちらに記載してる内容につきましても、基本的には玄海と一緒にです。
0:47:47	なおですね一番下の参考としてという書いてるところにつきましては、先ほどの玄海のコメントリストでもありました、添付書類すいません添付資料2のですね、
0:47:57	内容を追加するということで、同様に反映してございます。
0:48:02	29ページです。29ページにつきましては、技術的能力に係る審査基準適合性ということで、こちらにつきましても、玄海と同様の内容でございますので、
0:48:14	となっております。
0:48:15	2030ページ以降の、添付書につきましても基本的には玄海と同様なので説明の方は、割愛いたします。
0:48:25	川内との差分を中心に、S s1の、
0:48:30	0の資料につきましては、説明は以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:48:45	九州電力から異例です。それでは続きましてS <sub>s</sub>
0:48:49	2の0、設置許可の変更要否の整理について、玄海との差分を説明します。
0:48:57	まず、差分が生じるのは、最初に2ページ目です。
0:49:03	2ページ目の、
0:49:07	検討フロー詳細における、③番の
0:49:12	ここでの移行ですね。
0:49:15	ここでズーニイツに示す通りというところで、ここに超過収気体を記載しております。
0:49:22	で、
0:49:24	限界との差分として、川内は、水平方向については約0.2秒より短周期側において最大5割程度、鉛直方向については、主に、
0:49:35	0.1秒より短周期側において、最大7割、7割程度の超過周期があると。
0:49:42	ということで記載しています。
0:49:44	その他の記載についてはこのページでは同じです。
0:49:50	次に、
0:49:52	4ページ、5ページについても、スペクトル図を川内川にしているというところで、1点留意点をお伝えすると、4ページの水平方向について、
0:50:04	川内ではその断層モデルによる基準地震動がありませんので、そのNSEWを図を区別していないと、玄海ではS <sub>s</sub> 23の断層モデルの手法によるS <sub>s</sub> がありますので、
0:50:17	水平方向が二つの図に分かれているという違いがあります。
0:50:22	それから、
0:50:26	9ページですけれども、
0:50:28	9ページですね、3ポツ4の、
0:50:31	123パラグラフ目、ここには弾性設計用地震動の考え方を記載しています。こちらについては、
0:50:41	前回と同様に、S <sub>s</sub> 3に対して、新しいS <sub>s</sub> に対して0.5を乗じることで、旧एसワンの応答スペクトルを包絡する、完全包絡することを確認しておりますのでこれを、
0:50:54	SDさんとして設定してます。こちらは差分というよりは、川内も同じ方針で設定したという、
0:51:01	こと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:01	ですね。
0:51:03	それから 13 ページに移りますと、
0:51:08	既許可のまとめ資料における、評価結果の抽出を記載しております。こちらはプラントの審査状況によって、内容異なっていて特に川内は、
0:51:19	再稼働時に、多くの評価結果を示しておりますので、こちらが
0:51:25	物量が多いという点が差分になります。個別の説明今回は割愛させていただきます。
0:51:33	それから、
0:51:36	差分としては以上でして、本文の差分としては以上でして 25 ページのまとめにも、弾性設計地震動の設定のこと、それから超過収益の概要について記載しておりますけれども、その他の表現、
0:51:52	結果、
0:51:53	結論につきましては、玄海と同様になっております。
0:51:57	本文側は以上です。
0:52:03	衛藤九州電力の河津です引き続き添付資料 1 につきまして玄海との比較、サブについて簡単にご説明いたします。
0:52:13	1 ポツ 2 ポツ、構成は一緒になっておりまして資料の 3 ページの添付 1-3 の (2) 標準とすべきというポイントの地震 PRA の影響と、の①確率論的地震ハザードへの影響というところの、
0:52:27	資料中段でこの内アノ流震源モデルに基づく方向ではとありますけれども、
0:52:32	玄海は最大地震規模毎調査 7.3 のところ、仙台では 3 台、
0:52:37	地震協議中と 7.1 となっております。
0:52:40	基本的には
0:52:42	検討結果については同じとなっております添付 1-4 の①の最後の、
0:52:48	ところですが短周期体では基準地震動 $S_{s1}$ を上回るが、
0:52:52	確率論的ハザードとしては、変更ないというふうに記載しております。②、③以降につきましてもハザード変更ないことから、炉心損傷頻度への影響、また、標準応答スペクトルに伴う事故シーケンスグループへの
0:53:06	影響はないという目と現在と同様の整理をしております。添付 1 については以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:18	九州電力のイケダでそれでは添付資料2について説明させていただきます。紙の方は後ろからめくって3ページ目、下、添付2の1ページ目ですね。
0:53:28	こちらについても現在との差異についてご説明し、させていただくのですが、基本的にはこちらの資料の設計方針としては差異はございません。なのでちょっと簡単にご説明させていただくと、
0:53:39	まず1ポツ章には資料の概要を記載しておりますして2ポツについては基準地震動と組み合わせる。
0:53:46	失礼いたしました。基準津波と組み合わせる地震としてSDを用いる旨を記載しております。
0:53:52	こちらが災難図が1枚めくっていただくと、第2-1図にて、玄海側と同様に、基準津波の本震とSDの比較スペクトル図を記載しております。
0:54:03	こちらの図でSAが保守性を有している旨が確認できるかと思えます。
0:54:08	最後1枚めくっていただいて最後、3ポツですが、こちらの方で、基準津波と組み合わせる地震として、SDを考慮する考え方が、従来から変更がないということを説明しております。
0:54:21	簡単ではありますが、添付資料については以上です。
0:54:42	はい。九州電力の西村です。介護資料ですけど、仙台のですね、介護書につきましても、玄海との差分についてご説明させていただきます。
0:54:53	構成等は全く一緒で、2ページ目こっからですねはじめにということで、記載内容と同様でございます。3ページ目以降が申請内容の検討ということで、こちらについても同じでございます。
0:55:09	4ページ目に検討フローをつけまして、5ページ目ですね、内容は違う点として下から2個目のパラメでさらにというところで、追加するS <sub>s</sub> の超過周期帯超過割合については、水平コン
0:55:23	仙田玄海と違いまして水平方向センターにつきましては、水平方向については、約0.2秒よりも短周期側において最大約5割程度、鉛直方向については主に約0.1秒より短周期の最大7程度ですと。
0:55:37	切断の追加に伴う施設への影響についてはというところはと一緒にございます。相違点としては以上です。6ページ目以降お願いい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たします。散歩申請概要ということで、先ほどの記載内容と同様です。
0:55:51	7 ページ目以降の要求事項と適用の設計方針につきましても、基本的には玄海と一緒にです。そのまま、
0:56:01	19 ページになりまして、ポツのSA基準のSA技術的能力の審査基準適合性ということで、こちらにつきましても、玄海と同様でございます。
0:56:13	6 ポツ、6 ポツまとめ 20 ページですけれども、こちらにつきましても基本的には玄海と同様の内容で、いずれの内容につきましても改正基準というのを適合していることを判断していると。
0:56:24	ところで結びの言葉としております。21 ページ以降の添付資料につきましても、以上となります。簡単ですけれども、仙台の元、
0:56:33	審査会合中につきましてもの説明は以上となります。
0:56:39	はい、ありがとうございます。質疑に入りますちょっと私の方から何点かですまず、
0:56:46	節水。
0:56:47	ベース。
0:56:50	S s 1 の 30 ページ。
0:57:00	すいませんちょっと間違えました S s 1 の 10 ページです。
0:57:11	介護資料にも書いてあったんですけど、
0:57:15	どこだったかな。
0:57:17	S S 湾が、
0:57:20	崩落するっていう表現が、エスワンかエスワンが崩落するという表現がちょっとどっかあったと思うんだけど、
0:57:34	S を包絡するんですけどこの図、
0:57:37	10 ページを見ると、
0:57:40	若干下がってるところが1ヶ所あってこれ、ここ、これ、崩落してるんですかっていう確認だけなんです。
0:57:48	はい。九州電力は入江です。ご指摘のところっていうのは0.123秒辺りにちょっと近づいてる部分、こちらでもデジタルデータで確認して
0:57:59	上回ってることを確認しています。
0:58:02	はいわかりじゃこれは包絡してるってそういうことではい。了解です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:11	はい。あとですねこれはちょっと仙台が仙台的議論でメインになってくるところで、
0:58:19	今介護資料で言うところすごページなってる、7割5割か、水平が最大5割で
0:58:29	鉛直は7割っていうふうなかなり大きな所、
0:58:34	オオバの大きさになってるんですけど、
0:58:36	これに対して資料の方で、
0:58:40	2、2の方かな。
0:58:46	結局、ちょっとさっきの質問で限界と同じことなんですけど
0:58:50	建物で今一番きついもの、あと機器、明らかに燃料タンクとかみ たいに厳しいものって、結局どれ、どれになるかちょっと説明し てもらおう今わかってる範囲で、
0:59:10	九州電力の大隈です。建物、
0:59:18	立って、前回と同様の評価を、建物してございまして建物で今の ところ、対策工事を行うという。
0:59:28	間は、考えておりません。今のところで一番厳しい方。
0:59:35	については補助建屋のある一部の部材、
0:59:40	が休止。
0:59:42	一部の部分ですね、放射性全体が厳しいというわけではなくて、 補助建屋の一部の部分が厳しいと。
0:59:51	それ、それについても見通しは確認してございます。
0:59:57	以上です。
1:00:00	一部っていうのは、壁、天井、どこでツカベ、側面、
1:00:05	九州電力の岡山ですと補助建屋の基礎版の全体ではなく一部の部 分。
1:00:12	厳しい部位でございましてけれども玄海と同様に
1:00:17	応答を見たりとか、応力の分析、
1:00:21	した結果補強工事について必要ないということで考えておりま す。
1:00:29	すいません今聞いてたのは、おそらく補強工事が必要になるだろ うっていうのは建屋の方はない。補強工事についてはございませ ん。今回答されたのは
1:00:41	その中でも一番厳しくなる可能性があるものは建物側では、補助 建屋の基礎版のところと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	の一部というのが今のおそらくの今の現状だと、そういうことで すかね。ぜひ電力の岡山です。ご認識の通りです。
1:00:57	はい。で、機器の場合、機器側は多分タンクとかになると思うん だけどそれはどこ。
1:01:09	九州電力八木でございます。設備につきましては、既工認の裕度 がやはり低いものとして、屋外タンク、
1:01:19	というのが、やはり厳し目になるのかなと。
1:01:22	考えてございます。ただ既工認の営業につきましては先ほどもご 説明しました通り、内圧と自重も含めた形で裕度が出てますの で、今後の詳細評価、
1:01:32	をもって最終的には、共用品は明確なってくるのかなと考えてご ざいます。
1:01:39	規制庁宮本ですその部分書かれてるのは、
1:01:45	今日の資料で、この2の資料の19ページ辺りがそうなるんですか ね。
1:02:04	九州電力から入江です。
1:02:07	2の資料でいきますと19ページに、屋外タンクについての見通し を書いてます。この見通しにつきましては、既工認の
1:02:17	すみません、既許可のまとめ資料において、その健全性の補足の 中で、周辺タンク、
1:02:25	の耐震評価結果が記載されていたものを、リスト化してしまして そこにたまたま屋外タンクがリストアップされていたという状況 です。
1:02:40	ちょっと許可上の許可の審査上の整理だけやっぱりつくちょっと つけなきゃいけないから規制庁三輪ですけどつけなきゃいけない かなと思っていて、
1:02:48	今現状としては既許可許可の範囲では、例えば機器を抽出して、 これがこれの評価っていうのは多分、ここに行かないとないの で、当然今の段階では、
1:03:00	許可の資料の中に例えば溢水とか火災で出てくるものについて は、
1:03:05	ある程度確認はしてるけど詳細はそれぞれの機器の実際の評価を しないとわからないので今現状は見ていたってそういう感じです かね。
1:03:23	すいませんご質問、もう一度よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:27	ちょっと仙台の既許可の範囲がどこまで例えばその耐震性で示して例えばその代表的なタンクとかの評価は、例えば代表代表で実は今まで載せていて、
1:03:41	今回そういうその中では問題なかったのかそれとも、過去の既許可での審査ではその辺は、
1:03:49	神栄の許可の審査ではそこまでの説明をしてなくてあくまでもそれは工認の審査の中での説明の範囲に入っていると。なので今現状許可の、
1:04:00	中で競って既許可との比較で示せるものっていうのは、今の現状の範囲でしかなくて我々がちょっと気にしているその個別の
1:04:11	設備の補修範囲であったり、
1:04:15	そもそもどれを補強しなきゃいけないかっていう抽出結果っていうのが、
1:04:20	今許可の審査の中で出せる状況には今なっていないってそういうことですかねっていう質問なんです。
1:04:28	九州電力甲斐です。説明ありがとうございます。許可の審査の範囲という観点、一つ目につきましては、既許可では方針を審査いただいております。
1:04:39	なので屋外タンクも含めた耐震重要施設については、S <sub>s</sub> に
1:04:45	対して耐震性を持たせるという設計方針を認可いただいております。再稼働時は、
1:04:52	設置許可と設工認が同時に審査されていまして、その設工認で評価した結果を参考として、補足説明資料側につけていたと。
1:05:03	いう状況で、今回ピックアップされたのも、その参考としてつけていた評価結果がピックアップされているというところです。二つ目
1:05:11	実際に工事が発生するのかどうかという具体的な情報は、許可、既設置許可の審査の今の段階で出せるのかというと、それは難しいと。
1:05:22	認識違いますというのもそのヤギからも説明ありました通り、今のあのタイミングでは解放基盤表面のスペクトルの割合を用いて、その裕度に、
1:05:33	裕度と見比べている。その裕度っていうのは、発生値発生値っていうのは自重とか内圧っていう地震動以外の部分もちろん含んだものですし、あとは建屋解析を挟むというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:46	比例関係ではない線形ではない、大戸が挟むというところで、実際にマルかバツかというのは、詳細評価をしてみないと、明確なことはお答えできないという状況です。
1:05:59	はい原子炉規制庁三輪です。わかりました。
1:06:03	今、多分
1:06:05	市シマ新SURC設置許可の審査の参考人にしかならないと思うんですけど今、先ほど言われた玄海で仙田伊井、両方そうなんですけど、
1:06:15	基本的に建物に対してはおそらく融度内におさまるだろうと。
1:06:19	というのが多分今の
1:06:21	三森エミ事業者の予想で、機器屋外タンクは一応機器なので機器に関しては、
1:06:29	実際の評価をしないと何とも言えないと、正しいこの割合が大きいので、
1:06:37	特に元気や川内川。
1:06:40	この5割7割という数字に対して、今現状の既許可の裕度がどれぐらいあるかっていうのは、
1:06:50	評価前でもわかるんじゃないかなと思うんですがそれはわからない感じですか。
1:07:11	電力八木でございます。今の既工認の裕度のお話でしょうか。それであれば既工認の誘導として記載がございます。
1:07:20	それと、今回、許可段階で、何度も繰り返して申し訳ないんですけども、
1:07:25	確認した結果、
1:07:27	後期再生通りの
1:07:31	方針を変更し出さないと考えているところがございます。
1:07:37	既許可の誘導っていうのは、
1:07:40	結局はね、機構にごみ公認の誘導っていうのは、
1:07:43	目に示してるんですけどっけ。
1:07:45	要は、
1:07:47	機器、今の新しい基準地震動じゃなくて前の基準地震動に対してどれぐらい、例えば2倍の裕度を持った設備でしたとかっていうのは示せるんですけどっけ。
1:07:59	九州電力八木でございます。機構の裕度は示すこと可能でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:09	規制庁のようですけど、小野です。どうぞ。
1:08:13	あ、ごめんなさい。規制庁の大野です。
1:08:17	私も同じところが気になっていて、例えば、S s -2 の 18 ページとかなんですけれども、
1:08:24	今のその第 3-2 表のエントリー上げよう。
1:08:28	いうちょっとタンクとかっていう、
1:08:30	例えばこういう中、
1:08:33	雇用チラシ教科書期待と一致しますって書いてあって現行誘導を踏まえると、認可実績のある評価手法により、耐震性を満足する見込みであり、と書いてあって変更するって欲しい。
1:08:46	方針を変更する必要はないって書いてあって、例えば先行の言い方っちゅうか後、と 2 とかですと、今現行の裕度がどれくらい
1:08:56	今回最大超過してる周期が導入とかだと、1.25 倍で、その単純な計算でやると。
1:09:09	企業間、衛藤。
1:09:12	現行の裕度の中に包絡されるであろうから、大丈夫ですので設計方針を変更する必要はないっていう記載になっていて、
1:09:22	先ほど 9 電さんの説明とかですと線形じゃないから、あといろいろそのないやつとかもあってっていうお話だったんですけども、今のこの 18 ページの方針、この記載ですと、ちょっと定性的でわかりづらくてですね。
1:09:37	現行の裕度がどうなのかとかよくわかりませんし、なぜこれが耐震性を満足する見込みで設計方針を変更する必要はないとかっていうのがちょっといまわかりづらくてですね、ちょっとそういう観点で、
1:09:51	我々がちょっと確認したくてですね、すそそれをどういうふうに考えてその設計、
1:09:58	とりあえずその評価の設計方針を変更する必要はないのかっていうところを少し定量的に説明していただきたいなと思ってんですけどもちょっとこれについてはいかがでしょうか。
1:10:38	規制庁の江寄ですけども、多分ですねここで議論するのは川内と玄海医師会、
1:10:43	仙台は圧倒的に、
1:10:45	鍛冶が増えてるわけですね。
1:10:47	5 割 7 割増えて大丈夫なんていう話はね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:51	我々どうそれを適合性を判断したらいいのかっていうところがわからないっていうかね。
1:10:57	適合性を見いだせないっていうのが一つ。
1:11:02	で、
1:11:03	ここで書いてあるものをそのままでのみにしていいのかっていうのもあるわけですからそれは、実は言うと、そういうことを考えていったときに、
1:11:11	例えばある程度
1:11:15	大まかであっても、このぐらいの
1:11:19	余裕があるので、そういう誘導次第ですよだから新しいものに対して新しい地震に対しての余裕か。
1:11:25	これだけあれば、ざくっとした。
1:11:28	概算計算でも問題ないよねって判断できる。
1:11:32	ものなのか、だとしてもこういうような補強方法があって、
1:11:37	体力を、
1:11:40	体力強度を、
1:11:41	荷重が1.5倍増えたとしてもね、強度も5割増し、
1:11:47	できますよってということがいえるのか、その辺がわからないと、この見通しは、
1:11:52	そちら見通しを確認したって言って、文章書いてますね明らかに、その見通しをじゃあいいという判断を我々ができるかできないかっていう話があるわけですよ。
1:12:03	その時に何を示すかってやり方はいろいろあると思うので、それを考えていただきたい。例えば、一番、
1:12:11	余裕のないところであったとしても、ケア、それは詳細計算になるかもしれないけど、
1:12:17	もう1個だけちゃんと計算した、このぐらいに見えるので、他のところはもう大丈夫ですっていう説明するのか、いろいろやり方はいろいろあると思うんですよ。今回は、
1:12:27	詳細設計の段階ではなくて、設置許可の段階なんで、あくまでも方針ですけど、そちらの方針が正しいと、我々が判断できるようなものをある程度見見せていただかないと余りにも荷重が増えすぎちゃっているんで、
1:12:42	そもそもだってまあまあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:44	以前いただいたやつを見てますけど、それから見ると棒を大幅に増えちゃってるわけですね。
1:12:49	そういうところを考えからして、
1:12:51	どういう形で我々に
1:12:54	詳細設計段階で、何ら方針が変わらない。
1:12:59	ということも、ねこの設計方針として、
1:13:01	変えなくていいという話を、いえるかどうか、やり方が変わらないっていうのは一つかもしれないけど、
1:13:07	それだけじゃなくて構造も大幅には変わらないんだよってマイナーチェンジだよっていう話、構造そのもの、構造を変えるっていう下手すりゃ、リプレースに近いような構造であれば、
1:13:17	それなりにそうですね、振り出し戻らなきゃいけないし、
1:13:20	程度感がわからないわけですね。
1:13:22	その程度感を示してください。多分そういうことだと思います。
1:13:26	よろしいでしょうか。
1:13:28	九州電力池田と申します。
1:13:31	今おっしゃられてるのはやはり、更新を確認する際に、
1:13:37	程度感が、
1:13:38	わからないと。
1:13:40	なかなか、その先には進めないという理解でよろしいですか。そう。当然ですね。
1:13:46	当然だと思いますけど。
1:13:48	何か問題あります。いえ、程度感の示し方はいろいろあると思ってて、
1:13:55	今おっしゃられてる5倍とか7倍になったと。
1:13:59	それは川内の世界の中の、
1:14:02	地震動の
1:14:04	変化、
1:14:05	ただ他の地震動と比べて、
1:14:09	そんなに設備ってそんなに変わらないと思ってて発電所の中の、
1:14:15	その中で、
1:14:17	地震動はそんなには、例えば限界と変わってませんよねって。
1:14:22	いう考え方もあると思うんですけども。
1:14:27	それで意味がよく理解できませんけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:31	基本的に言うとなね、いわば荷重が増えてその構造があまり変わらないっていうのであればそう。
1:14:36	融度がもともとどのぐらいあって、
1:14:39	それがどの根井ミヤハラで話がついているのか、その辺をある程度、
1:14:45	相談的にもちょっと説明できませんかって言ってるだけなんですけどね。
1:14:56	九州電力八木でございます。
1:15:12	九州電力脇でございます。
1:15:14	今我々が大きな改造は特に見込んでなくて補強でいけるかなと考えてございますのは、今池田が申しました通り、波を、
1:15:25	見ていただきたいんですけども今回のパワーポイント、川内と玄海のパワーポイントの21ページを横に並べて見ていただきたいと思ってます。
1:16:06	はい。で、設備の厚さの設計とかの設営、こういった地域では、圧力、自重等で決まるんですけども、耐震設計にはサポート構造で決まる場所がございます。
1:16:18	で、
1:16:20	こうしたときに限界の波S <sub>s</sub> ワンで設計してるんですけども、基本的には設備の設計は圧力とかシライしてますんで同じ板厚同等だと考えてございますが、
1:16:31	限界につきましては、今回の標準応答と同程度のスペクトルはそもそもASRでございまして、そこは支持構造で耐震性を満足している、若干今回補強あるかもしれませんが、
1:16:44	考えてございます。一方仙台の方は、エスワン等が
1:16:49	小さめでございまして、標準応答と比較したところ、1.5割り増し等の話はございますが、基本的な絶対値としましては限界の波と同等でございますので、
1:17:01	耐震性については、支持構造限界波、
1:17:05	を実施することで満足できるのではないかと考えているところでございます。
1:17:09	以上でございます。
1:17:13	ちょっと今資料が足りなくてちょっとあれだけど、仮にね川内と玄海がそちら言うように、ほぼ同等のスペクトル標準スペクトル

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	は、どこでも一緒っていうことだから、変わらないとしたならば、
1:17:24	じゃあ、
1:17:26	今もう一度確認は基本の仙台と玄海と、基本的にはそのタンクの例えばその施工増資を
1:17:35	一緒だってことですね。
1:17:36	全く一緒だから、川内で、玄海で持ち得るものが川内で持ちえないはずはない。
1:17:44	同じことにならないはずはないと、そういう理解だ。
1:17:47	ていうような説明でよろしいですか。
1:17:49	それとそれ、
1:17:51	市でやるかなとはそれは思いますけどね。ただそれってどういう確認の仕方ってのはちょっとあれですけども、
1:17:57	言ってる、そちらの言い分は、
1:18:01	それで理解はしました。それをどう今後我々、我々と含めてそれをどういうふうに、奥石側でね、確認項目事項としてどういうふうに確認したことにするのかっていうのがちょっと、
1:18:13	考えていかない工夫は要るのかなと思いますけど。
1:18:19	規制庁宮尾です今、江崎からあったように、結構そこをポイントでさっき我々言ってた融度っていうのは、多分そう。そういう一つの
1:18:29	根拠にはなるだろうなっていうところあるんですけどそれを今まだ示していただいてないので、これなぜ私が言ってるかっていうと、
1:18:39	前々回のハザード側の会合で、多分保全部長補佐、大島さん言及されたと思いますけど大石さん、大嶋さんが何と言われたかっていうと、
1:18:50	耐震設計方針というものについて、この法人いわゆる妥当性成立性、成立性というものについて、今後説明してくださいっていう話なので、今、
1:19:00	そちらが9電が今説明してるのは、おそらく大丈夫でしょうと、大丈夫というか、おそらくこういう方向でいけば設計方針変更は、
1:19:10	生まれないだろうと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:12	生じないだろうという見通しは示されてるんですけどその成立性を度量報道、我々審査側に納得する根拠を持って我々に説明していただいているのかというと今の現状ではそれが無いので、
1:19:25	それを説明するのにあたって既設の裕度で説明するのかそういう今言われた給電、玄海と川内とのスペックが同じな、同じで要は玄海で用いたものが、
1:19:39	川内で使った場合でもおそらく大丈夫でしょう。ちょっとその辺の俺私はロジックはどう説明するかわからないんですけど、そもそもこの表情とスペクトルっていうのはこの出だしは裕度の中で、
1:19:51	泳げますよって表現がいいのかわからないんですけどっていうところから始まって、バックフィットなんですけど、
1:19:58	その裕度をどれぐらいに影響与えてるかというだけで裕度をどれぐらい食い潰してるかって表現がいいのかわかんないんですけど、そこを定量的に示していただくというのも一つの手かなというところもあったんですけど、
1:20:11	ただそれが示せるのか示せないのか。
1:20:14	それがまた別の方法での説明の仕方があるのかと。
1:20:18	いうところがあって、今現状、先ほど言ったように設計方針は示されてるんですけどそれに対する妥当性成立性のところの根拠が示されてない。
1:20:29	その部分を我々が示してくださいという指摘になってるという理解していただければと思うんですけど、いいですかね。
1:20:42	九州電力池田です。ご趣旨はわかりました。ただ
1:20:47	我々の説明の方法というのは、いろんなやり方があると思うので、
1:20:52	我々、その融度だけで説明するのがどうしても、
1:20:57	難しいなと思ってるのは物差しがどうしても違っちゃう。
1:21:01	今はあくまで地盤側の、
1:21:04	応答がこのぐらいて、機器の評価の裕度を、の評価をしてるところは、またその入力値が違っちゃうということがあるので、
1:21:15	その差がどうしても違っちゃう。
1:21:17	その中でどういつもだから、まだそれを一生懸命入力値を出そうとしてるんですけど、それにはあくまで時間がかかっちゃう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:27	VRで出すのは時間かかるというがあるので、今の段階でやはり御説明するにはですね成立性を、
1:21:36	ある程度のそのやり方がいろいろあると思うのでそれを一旦我々からお話させていただいて、
1:21:44	それでまたちょっと、
1:21:47	審査していただければと思うんですがそれでもよろしいですかね。
1:21:52	規制庁皆さんわかりましたそれを示してくださいということで今なかなか厳しいとは思いますが、そこがクリアにならないと、
1:22:03	ちょっと次に説明ないので、次に進めないというか工認というかそのもともと許可の適合性の説明の確認適合性の判断というところに、
1:22:12	やっぱりどうしてもそれがある程度の見通しっていうものの妥当性っていうのを確認が必要だということで、よろしくお願ひします。
1:22:21	イシイ電カイケダですわかりました見通しの方、示させていただきたいと思います。
1:22:36	規制庁タダウチですけれども、
1:22:39	他の、すいません審査会もいろいろ言ってるかと思うんですけど私もこういうふう九州電力が斯様な通り、
1:22:50	エンドウ問題なさそうだっていうことを示すのであれば、それをしっかりと論理的にちゃんと説明をしていただきたい、根拠を持ってね。そうしないと、
1:23:01	我々これ全く理解ができないっていう感じ。単なる例えばエンジニアリングジャッジでね1割程度1割未満ぐらいだからっていうなら、
1:23:11	こっちもね何となくそうフナノかなっていうのは感覚的にはわかるんだけど、5割7割つつたら、話のレベルがちょっと違うと思うんで、そこはしっかりと根拠を持って、
1:23:21	示していただきたいです。当然九州電力の中でそういう判断をされてるっていうのであれば、それなりの確信があるデータがあってノモトだと思っているので、そこら辺をしっかりとまず示してそれをもってして、
1:23:33	説明をしていただきたいのがまず一つ、もう一つ、先ほどちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:38	仙台の説明をするときに、ちょっと限界の話を引き上げ出してるんだけど、これ、許可はね、申し訳ないけど個別のそれぞれの案件としてね判断をしなきゃいけないということがあれば、あるとすればね。
1:23:51	おんなじ作りだから、いいですよって話は、それは結果論で示すだけの話であって、そもそものアプローチは、それぞれの施設の個別設計があってそれに対して、
1:24:03	どういようなね、今回、要は標準沸騰とスペクトルの取り入れによってね、判断をして、評価をしたかっていうところをして示してもらわなきゃいけないと思ってるんですよ。
1:24:14	そういった意味では玄海の方をね参考にさせていただくのは一向に構わないんだけど、限界がきつといいだろうから仙台もいいだろうって話は私は一切理屈が通らないと思ってるから、そこら辺のところはしっかりと、
1:24:26	それぞれのサイトごとに説明をしていただきたいと思ってるんですがいかがでしょうか。
1:24:38	九州電力池田です。審査のロジックとしてわからないっていうのは、川内は川内の世界の中だけでやはり議論をすべきだという意味ですか。
1:24:50	と同時にねらってるから今そんな話。
1:24:57	変化
1:24:59	変化が出席して行って、
1:25:03	九州電力の吉井です。
1:25:06	ないといいんです。
1:25:10	おっしゃってる意味はわかるんですけども、ここでは我々限界を引き合いに出したのは、前回と比較して、仙台を評価しようというわけではなくて、玄海ぐらいのスペクトルの大きさでも十分設備が耐えられてますという事実がございます。
1:25:26	玄海だけじゃなくて他のPWRプラントBWRプラントを見渡して、同じ構造同じ設計の機器に対して、このぐらいの地震動レベルまでは耐えられてますという実績。
1:25:39	実績がありますという説明をもって、仙台もですので、例えば、その機器のサポートの補強を行えば、
1:25:49	同じぐらいのレベルに裕度を引き上げることは可能ですという説明を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:25:54	したいなというふうに思ってるんですけども、それとはちょっと認識は違いますでしょうか。すいません規制庁タダウチタケツグアノ今の説明であれば理解はできない要は、玄海の
1:26:04	例えば手法をもってして引き上げることが、余裕高など有用なんですよって話を言うのであれば、なんだけれども、何となく限界と似たような体制だからね、きっとOKだみたいな話はちょっと許容できないって話だったねそちらの説明であれば僕特に問題ないかなと。
1:26:22	山下ですすみません説明がちょっとつたなくて申し訳ございませんでした。でもね気をつけないけないのは、
1:26:31	玄海の方が、
1:26:34	審査が先行しないと。
1:26:36	そして仙台の方は高校出やしないと、ロジック。
1:26:41	が、
1:26:42	とりあえずということです。うん。我々、
1:26:45	ただ、いわゆる市先行審議審査実績、先行のを引き合いに出すっていうのはよくある話なんだけれどそれを先行してるからですよ。うん。
1:26:54	同時なのでそういった話がちょっと、
1:26:56	今後どうするかってことをよく考えていただいて、
1:27:10	規制庁のヤマウラですけど、
1:27:12	今までの話に関連するんですけど、
1:27:15	5 ページの
1:27:18	水平方向については、0.2 秒より短周期側において、
1:27:24	最大 5 割程度ということなんですけど、
1:27:29	原子炉格納容器の座屈 I I に関しては
1:27:34	以前から比較的余裕が少なかったと思うんですけども、
1:27:38	固有値が 0.19 s e c で若干短周期側なんですけども、
1:27:43	この格納容器の座屈についても一応見通しを持ってるということでよろしいでしょうか、確認したいと思います。
1:27:51	九州電力、八木でございます。
1:27:54	主
1:28:03	ウノ格納容器につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:08	既工認で設計の方、評価を、詳細なモデルに切り換えまして認可実績がございまして、その中で裕度としては、今のに近いものがえられてますので、
1:28:19	同じ手法で評価可能であると考えてございます。
1:28:24	了解しました。従来の方法よりは、評価方法を変えて今は、
1:28:29	融度が増えてるということですね。はい、わかりました。
1:28:42	はい。規制庁宮路他ないでしょうか。
1:28:47	なければですね、
1:28:51	ここで1回終わりかな、中段、そうですね。
1:28:55	それでは一度ここで中断すいませんどうぞ。はい。これだけいいですか。はいどうぞ。はい。
1:29:03	規制庁ですいませんちょっと会合のパワーポイントの介護用のパワーポイントの資料で、
1:29:10	ちょっと思ったのは、
1:29:12	伊方とカトウ2等違って、設計方針を変えたSDに対して、ISPのS&下の比較の、
1:29:23	図を入れた方がいいかなと思っているのと、
1:29:26	あとこの第3に表を最終的に整理した段階でですねこれもう
1:29:33	つけていただけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:29:44	はい。九州電力から入江です。今2点ご指摘いただいた点、SDについては、9S rとの比較図を、
1:29:53	を示したほうがいいという点と、もう一つはその第3-2表のフィックスパンも盛り込んだほうがいい、参考に盛り込んだほうがいいという点、こちらの二つとも、対応させていただきます。
1:30:06	よろしくお願いします。ありがとうございます。以上です。
1:30:14	規制庁の江寄ですが、パワーポイントの5ページ、5期だと思っんですけど、
1:30:21	また今日トクマルありますよねその下の両括弧2の2行目ですね。
1:30:28	基準地震動S s6 っってあんだけどこれっってあれだよね。
1:30:32	うんうん。
1:30:33	原価の話だよね。
1:30:34	三田です。
1:30:36	あと、
1:30:37	6ページのOSS3 っっていうのは、半角じゃないんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:42	昔から言われてんだけど、
1:30:44	基準地震動を表すときには、
1:30:47	半角全角で意味が変わってくるか覆うように解釈されても困るので、
1:30:52	それはちゃんとそう統一化重さ持つようになっていうことは言われてると思いますんで、
1:30:57	よろしくをお願いします。
1:31:01	米津ヤギでございます。はい、ご指摘ありがとうございますすみません、修正しておきます。
1:31:09	はい。他、なければ一度これで中断してですね。再開したいと思います。
1:31:18	はい。一時中断します。
1:31:29	はい原子力正常のミヤモトです。それでは原課発電所の原課発電所川内発電所のヒアリングの方を再開したいと思います。説明の方をお願いします。
1:31:41	九州電力の笠野です。それでは資料に基づいて説明していきますし、まず玄海の方から資料は資料番号GSS-3-0。
1:31:50	設置許可基準規則等への適合性について、括弧原子力事業者の技術的能力補足説明資料という内容で説明をしていっても、
1:32:01	資料5の構成自体は先行電力さんに合わせた形で記載をさせていただいています。資料をめくっていただいて1ページ目ですが、はじめにというところで技術的能力の指針の対応についてというところを
1:32:15	記載をさせていただいています。
1:32:18	ページめくっていただいて具体的に、3ページ目から適合技術的能力の適合性に関してを記載をさせ、
1:32:26	記載をしております。
1:32:30	オオウチ構築いうと司直から方針自体は変更ないことから適合性を確保しているというようなご説明になりますが、ちょっと
1:32:40	かいつまみながらご説明をさせていただきます。
1:32:44	まず最初組織に関してですが、
1:32:48	設計及び工事の業務に関しては進捗に合わせて、
1:32:51	担当する組織を徹底して構築する方針。
1:32:55	に関して変更ございませんので適合性確保しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:59	また運転及び保守の業務に関しても同様でして、役割が明確化された措置を構築する方針としております。
1:33:08	また保安規定で
1:33:11	本店と発電所それぞれに対して保安に関する事項を審議する委員会を設置をして、
1:33:18	もうすでに設置をしておりますしそこに対しても変更はございません。
1:33:23	続いて流通者の確保に関してです。
1:33:28	こちらも従前から専門知識及び技術技能を有する技術者を確保するように代行者も含めて要員は確保しておりまして今後も設置及び運転等、
1:33:41	進めていく中で、必要な有資格者、技術者を継続的に育成し確保する方針として従前から変更ございません。
1:33:52	ページ、次4ページ目に入っていきます。
1:33:56	続いて経験に関してですが、こちらも初
1:34:01	サトウさん昭和32年以来、自立的な能力蓄積に努めてきておりまして、特に
1:34:07	前回の資料ですので前回、
1:34:10	原子力発電所の建設時及び改造時に含めの中で設置及び工事を通して豊富な経験を有して実力を維持、
1:34:19	してございます。
1:34:21	運転及び保守に関しても、運転、玄海原子力発電所1号店の営業運転開始して以来、十分な経験を有しているところ、
1:34:31	になります。さらに、重大事故等への対応検討の対策の実施、訓練等、
1:34:38	を通じて経典オオウチ氏を継続的に積み上げているもの。
1:34:42	になります。
1:34:45	続いて品質保証活動になります。
1:34:49	こちらも保安規定の中で、でもさ、QMSの計画自体を定めておりましてそれに基づいて、
1:34:58	QMSを確立して実施するとともにその実効性を維持するためその改善を、
1:35:04	継続的に行っているところになります。
1:35:07	で、設計及び運転等の各段階に、
1:35:11	大井ではQMSを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:14	実施していく体制を適切に構築し、実施しております、
1:35:19	こちらも従前から変更ございませんので、適合性自体は確保されているものと、
1:35:25	考えています。
1:35:27	続いて5ページに入っていきますが、続いての教育訓練の項目です。
1:35:34	こちらも当社の原子力訓練センター、
1:35:38	等においても各職の目的に応じて、実技訓練だという地上教育を計画的に実施しておりますして一般及び専門知識技能の習得及び習熟にも努めている状況。
1:35:50	でございます。
1:35:54	こういった教育関係も保安規定等に基づいた教育の実施計画を策定しておりますしてそれに基づいて教育を実施しているところで、教育訓練を行う方針自体、
1:36:05	従前から変更ございません。
1:36:07	ので、適合性自体を確保されていると判断しても、
1:36:12	最後の項目として有資格者等の選任配置に関して、
1:36:17	ですがこちらも有資格者の選任配置に関しては職務が適切に遂行できるように配置をしているところ。
1:36:24	でございますので適合性自体は、
1:36:28	確保されているものと判断をしております。
1:36:31	別紙として
1:36:33	添付書類5の最新期とかとの比較表を
1:36:39	記載をしております。
1:36:42	大きく内容自体は変更あるものでございますが、
1:36:46	ちょっと備考欄のところでご説明すると、ものとして、別紙の1ページのところ、最初のところに少し淡路地裁を、
1:36:55	して、
1:36:56	おりますが、こちらちょっと阿蘇シティの、
1:37:01	内容記載をしているところでございますが、ちょっと別の審査案件として
1:37:08	弊社玄海、
1:37:10	45人に対しても高燃焼度燃料導入に係る
1:37:14	設置変更とか審査いただいているところでございますがその中の指摘事項として組織として調達に関わるような組織の記載が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:25	足りてないんじゃないかというところ。
1:37:27	ご指摘、議論させていただいて、審査会合の中で通知をするというような方針を弊社から
1:37:35	宣言をさせていただいておりますのでここに関してちょっと今後補正の中で、
1:37:40	追記をさせていただこうかなと考えております。
1:37:44	ちょっと続いて、
1:37:47	飛びまして別紙の3ページですが、こちら
1:37:52	技術者の
1:37:53	確保の項目で、申請日時点における実技術者数、人数を記載をして、
1:38:01	おりますが、
1:38:02	ここに関しても補正の中でちょっとデータを更新という形で、
1:38:07	変更させていただこうかなと思っております。
1:38:11	4ページ目は、
1:38:17	青野山一点鎖線で散らしてるところ。
1:38:21	がこれまでの既許可の中の文言がちょっと一部反映し、
1:38:27	そびれているところがあるのでちょっと補正の中で反映していこうかなと考えても、
1:38:32	続いて6ページ目ですが、品質保証活動の項目の中で、
1:38:38	最新地町の中出町淡路の箇所を記載をしておりましたが、こちら設計及び運転等の各段階の県品質保証活動で、
1:38:48	令和2年3月31日までに実施した活動があるかないかというところで記載を、
1:38:56	していたところでございますが、
1:38:58	今回の標準応答スペクトル取り入れに係る審査の中では、
1:39:04	令和2年3月31日までに実施した活動ございませんので、淡路のところは記載はしていない状況になります。
1:39:14	続いて、別紙の7、7ページになります。
1:39:18	こちらの品質保証活動の体制として、ちょ、実施、
1:39:24	7ページの一番上の行からになります。実施部門を、
1:39:29	つらつら書いているところでございますが、今年の7月1日付けで弊社ちょっと組織改正をしております。それに関わる保安規定自体は認可いただいておりますので、
1:39:42	その内容を反映する形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:45	補正の中で反映をさせていただこうかなと思う。
1:39:53	続いて、説明として別紙の9ページ。
1:39:58	になります。こちらも一点鎖線の中で、これまで市町間の中の文言として、追記をした方がいいと考えてるところがちょっとありますので、その内容を
1:40:10	今後反映させていただこうかなと思っても、
1:40:17	そのあとの11ページ12ページ。
1:40:21	及び14ページに関する申請日時点における、データを
1:40:26	イセション申請書の中に記載をしてございますのでそこも更新をかける形で、
1:40:33	変更しようかなと考えても、
1:40:38	CSSのサノ0の説明としては以上でして、
1:40:42	はい
1:40:44	もう1個関連してGSさんオカこ比較として、先行電力さんとの
1:40:48	比較表という形で、
1:40:51	作っております。
1:40:54	内容自体は、
1:40:57	発電所名が当然異なりますのでそういったところで、
1:41:01	記載表現が異なりますが、異なる程度で、
1:41:06	その他大きく内容が変わっているものはございません。
1:41:11	説明は以上になります。
1:41:17	はい、ありがとうございます。ちょっと私の方でカミヤの中身の話というより、今説明あった中で、
1:41:24	半予定っていう話があるじゃないですか。今まで反映してない状況ですよ。
1:41:30	これはどうするかっていうのを示していただかないと、
1:41:35	今現状まだ
1:41:37	これ、
1:41:39	買われるものを我々見たところで、
1:41:41	ちょっと最終版で見ないと、あれなんですけど今、
1:41:46	保安規定の変更は多分認可されてるので、すぐ反映できるとして、
1:41:51	調達のところについてはまだこれ認可されてない。
1:41:56	ので、どうなるかまだわからない。
1:42:00	のでそこは反映できない。会合でもこれ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:03	当会合でもクローズしてる話でしたっけこれは。
1:42:08	方針自体は、クローズしているところですけど具体的な記載ページ自体はクローズまでは行ってないという認識です。
1:42:18	わかりました。なので今ここの部分っていうのは、我々当初申請の8月23年は未見るのは見るんですけど、
1:42:28	実際もう補正するのは前提になってるんであれば最終補正バージョンで見ないと。
1:42:34	ちょっとわからないところがあるのでそれは、作ってくださいねっていうのだけとりあえず言ってきますねはい。
1:42:42	すいませんちょっと補足ですけど補足説明資料の中で具体的な記載振りを示すと何か事前審査に当たるのかなと思ってちょっと今回は記載をしてなかったんですけど、お示し可能なのであれば
1:42:55	すぐに収め相談チームがあります。
1:42:59	基センミョウで当然ね、
1:43:02	要は、事前審査っていうのは基本的にやらないです。ただ、もうほぼ変更するのが、そのわかってるもの。
1:43:11	他の他の申請でもう反映するのが明らかなものについては、それはもう入れたとしてもそれは事前審査というより他で明確になってるんだからっていう認識を持ってもらえばいいんじゃないかなと思うんですけど。
1:43:25	九州電力浅野で、承知いたしました。
1:43:30	規制庁宮です。私は以上です他何かありますか。
1:43:34	じゃなければ、次行きましょう。
1:43:37	続いて
1:43:55	続いて仙台の衛藤、同じくSS-3-0の資料に関してご説明をさせていただきます。
1:44:08	前と、
1:44:08	限界との差分に関してですが、
1:44:18	資料の内容、資料構成自体は同じでして、内容自体も発電所名が玄海川内と異なるっていうところのの違い。
1:44:29	がありますっていうところと、
1:44:33	最初の資料の中の4、4ページ目とかですね経験として発電所における
1:44:41	経験とかに関しても発電所が異なるので違いがありますというところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:44:47	内容自体は玄海側とほぼ同じ、ほぼってか同じになっておりますので、
1:44:53	差分としては、
1:44:55	ございませんというところになります。以上です。
1:44:59	はいありがとうございます。ちょっとさっき、さっき聞けば、調達が入ってなかったっていうのは、どういう経緯で調達入ってなかったんでしたっけ。
1:45:08	自主電力課佐野でございます。今回
1:45:13	先ほどご説明した7月1日の組織改正の中で、具体的に言うと、
1:45:32	規制庁宮尾です私聞きたかったの1ページのところにある1ページこれ比較表の11ページなのかな。
1:45:38	この、
1:45:39	添5-1ページで、令和5年6月8日の会合において、
1:45:45	協議選定を実施組織を監視するに関する記載を反映予定って書いてあるんです。これ今まで書いてなかった理由って何ですかっていう。
1:45:56	書いてない。
1:45:57	これこれまで調達っていう、業務の項目自体が設計及び工事ないし運転及び保守の業務の範疇ではないというふうに考えていったところがあって、
1:46:09	記載してなかったんですが、工事に関しても、運転保守に関しても調達っていう業務、当然発生しますので、その調達自体も、
1:46:21	設計及び工事の常務ないしは運転及び保守の業務の一環として、
1:46:27	記載が必要。
1:46:30	だというような結論として、はい。
1:46:36	はい。わかりましたそうですね先行実績も含めて、よく見といていただいて、他のチームでそういう指摘があって、直すんって話になってるんであれば、
1:46:46	しっかり直してください。はい。私の方は以上ですけど他。
1:46:50	ないですか。
1:46:52	じゃなければ次行きましょう。
1:46:56	では次資料番号としては、GSS-4-0。
1:47:02	添付書類11の補足になりますが、九州電力原子力発電本部のWebの方から説明をお願いします。
1:47:14	はい。九州電力濱田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:17	資料 J A S S - 4 - 0、玄海 34 号機の変更後における発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する
1:47:28	説明書の補足説明資料ということでご説明させていただきます。
1:47:33	資料めくっていただきまして、
1:47:35	はじめにと、2 ポツ記載方針が記載してございますが、添付書類 11 が新たな要求となったということでこれの記載方針を検討しましたというところで、
1:47:46	2 ポツの方で設置許可ガイド、
1:47:51	照らしまして設置許可申請にあたって実際設計活動に係る品質管理の実績と、その後の構造に関する品質管理の方法組織等を記載すると。
1:48:02	ということで中身を記載してございます。
1:48:05	次のページ、移っていただきまして、以降
1:48:11	左側が品管規則、
1:48:14	設置許可の本文 11 号と、
1:48:16	添付 11 を並べて記載してございますけども、品質マネジメントシステム自体に特に変更はございませんので基本的な構成自体に、変更、
1:48:26	ございませんので、今回の実績が反映されている部分についてご説明させていただきます。
1:48:33	右下 2 ページの
1:48:36	第 11.1 をですね温泉に係る設計のリスクということで、
1:48:41	今回の設計、設置許可申請ですけども、もし、その中で設計と実施している部分として、本文 5 号と添付書類 6 添付書類初と、
1:48:51	いうところ、そこに関する組織として原子力管理部門、原子力建設部門、原子力土木建築部門、
1:49:01	設計に関与しているというところです。この中で、E L O C A、
1:49:05	丸印と
1:49:07	黒のひし形ですね、でありますけれども 0 設計の実施箇所と、四方がそこに対して調達を行った箇所、
1:49:15	ということになります。
1:49:18	次のページ、ミイ。
1:49:20	ミギタ 1000、3 ページ移っていただきまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	その中で、3 ポツに実施した日、設計活動に係る品質管理の実績、その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等とありますけれども、
1:49:35	その中で第 11.2 です設置許可に係る設計の体制と、
1:49:42	いうことで、
1:49:43	設置許可に係る設計の出題方法というところを主管する部の組織としてですね、原子力管理部もエセ原子力建設部を原子力土木建築部門、
1:49:57	関及びサンゴの工事等における調達管理の方法というところでもまずこの主管組織が、原子力管理部門、原子力土木建築部門、
1:50:06	いうところを挙げてございます。
1:50:09	以降の記載に関しましては、設置許可に係る設計の各段階、
1:50:15	の全体像が、
1:50:19	4 ページ 5 ページで示され、示してございます。
1:50:25	6 ページ以降についてまずはとせ設計の実施から設置許可申請書の作成と、
1:50:33	あとは 6 右下 6 ページの 3.4 以降はその後の設計、
1:50:40	その後工事等の活動に係る品質管理方法。
1:50:44	ていうところで記載してございます。7 ページ。
1:50:52	8 ページですね。そこについても以降の設計具体的設計と、
1:50:58	いうところを記載してございまして、ミギタ 9 ページ、
1:51:03	になります 3.5 ということで、調達管理の方法というところを記載してございます。
1:51:13	エミ、右下 10 ページで最後、3.6 で記載識別トレーサビリティというところでその後の工事等の記録の管理トレーサビリティの管理等を記載してございます。
1:51:29	玄海は以上になります S、仙台の SS-4 の、
1:51:36	0 につきましてもですね、今ご説明した実績の部分については、同等になり、限界と同等になります。ご説明以上になります。
1:51:47	はい、ありがとうございました。ここの部分で質問等あればということで、
1:51:53	今年は、
1:51:56	規制庁えっと、
1:51:59	仙台の方あれですかねせんだって 9 電の方は、
1:52:03	テンジュウ 1、これまでの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:06	やつで、
1:52:07	出した経験もありますよねって、それだけちょっと1オク確認。
1:52:11	ありますよね。
1:52:13	アライ 90 年度ハマダ債権 10 基出してございます。
1:52:16	なのでこれは慣れてるといふかそういう認識を持っていいですよ ねよく始めてちょっと出される方は、事業者によっては、
1:52:26	足りないことが非常に多いんですけど、
1:52:29	それは経験があるということで、はい、わかりました。
1:52:33	今回は、
1:52:37	工事に関わる部分はまだこれからなので、多分実績として書けないので、今のやっぱ設計レビューといふか設計のところまでが書かれ、書かれているという認識でいいですかね。
1:52:49	はい。技術連絡ハマダです。今回の評価に対する実績ということで認識は、その通りでございます。
1:52:56	はい、ありがとうございました。私の方は特にありませんけど他、
1:53:00	ないですかね。
1:53:02	規制庁、大上です。はいお願いします。
1:53:05	すいません。これ資料の体裁だけなんですけれども、添 11 番の補足説明資料って、
1:53:13	売り方とカトウ 2 だと、アノ. 5 と同じように 1 個前のやつとの変更点っていいですか比較表ついてたんですけどそれは作らないんですか。
1:53:28	九州電力浜田でございます。当社の場合はこのテンジュウ一致のところですね直接実績等を反映するような形になってございまして
1:53:41	基本的に今まで比較表を作ったということは、
1:53:46	ないという認識なんですけれども、個別に、
1:53:51	比較表が必要というお話でしょうか。
1:53:57	規制庁的那須アノいやごめんなさいなんか、ちょっと私もちょっとよくわかってないところがあったんですけど、他のプラントもお付けしてるから、ついてないんだなと思って、あれなんですけど、他の
1:54:07	今までの申請上、ちょっとそういう整理をして別にあれなんですか。今まで比較ということもなかったってことですか。
1:54:23	秋月ハマダでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:25	品質マネジメントシステムに大きな変更があればですね比較表等を出し、ご説明する必要があるかと思ってございますけども今回の中身に関してはですね、いわゆる実績の部分が変わって、
1:54:38	ていう、
1:54:40	だけというところの
1:54:43	内容になってますのでこのような形でお示ししていると。
1:54:47	いう状況でございます。以上です。
1:54:53	規制共同ですアノ処置。
1:54:56	しました。私は以上です。
1:54:59	規制庁宮です今のオノの方の指摘なんですけど、
1:55:04	私もちょっと全プラント見てるわけ、全部覚えてるわけじゃないんですけど、
1:55:09	要は、品質規則等で本文と添 11 を三つ比べますと、なんでこの資料はついてますんでさらに言うと、基金の喫緊の A. 11 の指定主事実績。
1:55:23	今回の実績を比較して、当然設置許可なので多分ほとんど同じはずなんですよ。工事が伴わなくて方針を確認しているので実績としては、
1:55:34	そこまでなんですけど、それと、例えば変わらないのか変わるのか変わるんであれば、なぜそこが変わってるのかっていうのがわかるという意味でこれにプラスアルファの資料をつけている事業者が多いと、大井っていうか我々多分今、
1:55:49	伊方と東海第二は突きつけてきているのかな。
1:55:52	ていうことなので、9 電の方としてもう我々、審査の効率化っていうところ言えば、少しそれをつけていただいた方がいいかなと思うんですけどオノ君そういう意図ですよ。
1:56:09	規制庁の里そうですねはい。ありがとうございます。
1:56:15	規制庁近江大戸です。ですのでちょっと九州電力の方でそれが可能かどうかよくちょっと検討していただけますかね。
1:56:24	はい。九州電力浜田でございます。作成は可能ですので対応させていただきます。ありがとうございます。
1:56:30	他ないですかね。
1:56:32	じゃなければ次お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:36	はい。続いて、資料番号G N S Sの5-0、平和目的基準への適合に関する資料になります。
1:56:48	ページめくっていただいて、
1:56:53	上からですね
1:56:55	34号機自体も、ましよう、商用発電に使用する目的として、これまで運転してきたものでございまして、
1:57:03	今回の設置変更許可先生に関しては
1:57:08	三、四、
1:57:09	玄海でいえば3サンゴ町及び4号に対して、
1:57:13	し尿特定せず策定する地震動として標準法とスペクトルを考慮した地震動を追加するものでありますので原子炉の使用目的形等、
1:57:23	変更するものではありませんし、変更後においても、
1:57:27	引き続き原子炉を平和の目的以外に使用するものではございません。
1:57:33	その下、まさにサンゴ14号それぞれ各年度を使用しているところを記載してございますが、今回の変更申請において、これを変更するものではなく、
1:57:45	平和の目的以外の用途に転用することもございません。
1:57:51	これ、従前から同じ内容になります。次2ページに関しても、使用済み燃料自体は再処理等拠出金法に基づく、
1:58:04	除染の納付先である、まさに使用済み燃料最終機構から委託敷いた国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。
1:58:18	して再処理されるまで、再処理されるまでの間、使用済み燃料を適切にちょうど管理をしている状況です。
1:58:26	海外において採水が行われる場合においては宇和が国が原子力
1:58:33	の平和利用に関する協力のための協定を締結している。
1:58:38	国の再処理事業者において実施することとしておりまして、海外再処理によって選べるプルトニウム、
1:58:45	国内に持ち帰ることとしております。か、海外に移転しようとするときには政府の承認を受けることと、
1:58:55	しているものでして今回の変更先生に於いても、これ従前からこのような対応で、今回の申請において変更するものではありませんので、
1:59:04	引き続き使用済み燃料に関しても平和の目的以外に使用することはありませんという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:10	ところで適合性自体を確保されているものと、
1:59:14	判断をしております。
1:59:16	3 ページ目以降は補足。
1:59:19	として
1:59:21	ついてでございますが、5 ページ目自体は
1:59:26	炉規法の対象。
1:59:28	条文の抜粋と、一番最後のページ、7 ページに関しては弊社の定款の のところ、
1:59:35	事業の目的のところを抜粋して記載をしております。
1:59:40	川内についても内容自体は同じになりますので、説明自体は割 愛させていただきます。
1:59:50	説明は以上になります。
1:59:52	はい、原子力制庁の宮ですありがとうございます。じゃ、ここ の部分質問あるでしょうか。
1:59:59	特にないと思うんですけど何かあれば、
2:00:03	オノこないですかね大丈夫ですかね。
2:00:09	あ、規制庁のですね。ないですありがとうございます。
2:00:12	はい。こちらからの質問はありません。今日のヒアリング資料は 以上ですかね。はい。
2:00:19	全体を通してこちらから質問等あるでしょうか。なければ九州電 力の方から何か確認事項あれば、こちらからちょっと
2:00:28	本店の方、WEBの方からちょっとテングウに関して補足先ほど の補足をさせていただきたいと思います。
2:00:35	現状は、中小電力の原子力発電本部の方お願いします。
2:00:41	はい、京成電力の三田です。
2:00:43	先ほど笠間の方から、添付書類5について説明がありましたが、
2:00:48	先ほどの玄海4号高燃焼度燃料での今後の審査の説明についてち よっと補足をさせていただきます。
2:00:59	資料番号CSS-3-0をお願いします。
2:01:06	こちらの3ページの箇所におきまして、
2:01:12	原子力事業者の技術的能力に関する指針の
2:01:17	要件組織の指針1、設計及び工事のための組織というところに、要 求事項としまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:25	事業者において設計及び工事を適確に遂行するに足りる役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることという要求に対しまして、
2:01:39	先ほど調達に関する記載がないということ。
2:01:45	ご指摘が、
2:01:47	あっております。その件につきまして当社としては、従来から明確に、
2:01:55	対話しておりませんが、
2:02:00	書類後の、
2:02:05	はい、添付書類5の1ポツ組織。
2:02:09	の、
2:02:10	本変更に関わる設計及び工事の業務については、というところで設計方針を決める部門として、本店の各部門を書いてございます。
2:02:23	こちらについては、
2:02:25	その主たる業務を行うところをというところで、従来からこういう記載をしているんですけども、その調達に関わる業務については、保安に関する業務としまして、
2:02:39	第5.1図の原子力関係組織というところで、
2:02:47	こちらの全体の組織ということで、こちらに現
2:02:52	資材調達部門であったり、原子燃料部門、
2:02:56	を記載していることから、従来の説明では、
2:03:02	こちらで、
2:03:03	組織図に示すことに、
2:03:06	ことをもって、
2:03:08	設計及び工事を適確に遂行するに足りる。
2:03:12	役割分担が明確された組織が構築されていることを示し、
2:03:17	示してご説明してきたという。
2:03:22	経緯がございます。一方で、やはり、この
2:03:28	添付書類5の本文にあります、本変更に関わる設計及び工事の業務についてというところで、明確に
2:03:37	ベッショとして記載がないと、わからないというご指摘がありましたので、その審査に於いて、今回、
2:03:47	明確に資材調達部門であったり、原子燃料部門という、
2:03:53	ところを記載するようになったという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:03:57	越冬という審査の経緯がございましたので、
2:04:01	今回の特定せずの添付書類5においても、その結果を、
2:04:08	審査結果を反映しようと考えてございます。
2:04:12	説明は以上になります。
2:04:16	はい原子力規制庁の宮尾です。ありがとうございます両了解とか、わかりました。多分そういう認識があったんだろうなとも思っていたんですけど審査の経緯でそうなったっていうところで、ちょっと先ほど私、
2:04:32	言い方がよくなかったのかもしれないですけど、そちら側の審査がまだフィックスしてないんであれば確かに帰れないなと思っていますっていうのは、要は、
2:04:42	明らかに向こうの審査で、もう補正なり何なりが出て、それですとしたものを、こちらに移して補正前にここに書くっていうのは特に問題ないと思うんだけど、
2:04:55	向こうの審査でまだフィックスしてないものをこちらで書くっていうとそれはね審査の審査があっちもこっちもってなっちゃうのでそこはまだ書かなくてもいいかなと。
2:05:07	思いますでちょっと私先ほど言い方良くなかったのかもしれないですけど決まったもの、要は法と保安規定の変更認可で、もう組織変更されたものの範囲についてはしてもらった方がいいですけど、
2:05:19	今まだ審査中で別件の個別の審査でまだ決まってないものについては当然こっちには書けないので、そこはまだ今の状態での記載でも特に問題ないかなと思いますので、
2:05:31	その方によろしくお願いします。
2:05:34	受注電力アサノで、趣旨、了解いたしました。
2:05:41	本件ですね九州電力三好です。状況として、審査会合で設置変更許可をこのように補正しますとは宣言はしてるんですけど、
2:05:50	1000、審査会合で宣言したっていうこのステータスで反映して大丈夫ですか。
2:05:57	えーとですねまだ子分私文書とか細井いつ補正出すつもりですかね、まだ当分先です。なので、どっちかってやっぱ補正、
2:06:09	補正出されて初めて文章自体がフィックスされるので、の方針は多分会合で了解されてると思うんですけどここにどう書くかっていうところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	多分もともと九州電力としてこの1図の中でところで、おっしゃる通りどこの、多分. 5でも全部が書いている。
2:06:30	組織図の中身を全部書いているプラントってあんまないと思うんで、それは多分認識の相違とかそういういろいろあると思うんでだからどこまで書くかっていうのが、
2:06:40	今度ちょっとそちらの指摘があった方の会合で、会合の踏まえた最終補正が決まらなるとちょっとは書けないかなと思うので、そこは補正が出して、了解得てからの方がいいかなと思います。
2:06:52	それが、オオウチの補正の10月30より、
2:06:58	超える可能性があるんだと思ってあった等であれば、ちょっとまたそこは相談かなと思いますんではい。
2:07:08	九州電力上出承知いたしました。
2:07:12	はい、他ないでしょうか。なければヒアリングの方これで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。